滋賀県における母子保健事業・施策

～産後ケア事業に求められる役割～

滋賀県子ども若者部子育て支援課
母子保健係
主査（保健師）　紺谷　朋輝

本日の内容

- 母子保健に関する法律
  …母子保健行政のあゆみ
  …母子保健法、児童福祉法、成育基本法、健やか親子21、
  産後ケア事業ガイドライン
- 滋賀県保健医療計画
- 滋賀県における産後ケア事業利用実績
- 滋賀県産後ケア実施要領、滋賀県産後ケア事業実施施設基準
- その他、滋賀県や市町が実施している事業について

本日の内容

- 母子保健に関する法律
  …母子保健行政のあゆみ
  …母子保健法、児童福祉法、成育基本法、健やか親子21、
  産後ケア事業ガイドライン
- 滋賀県保健医療計画
- 滋賀県における産後ケア事業利用実績
- 滋賀県産後ケア実施要領、滋賀県産後ケア事業実施施設基準
- その他、滋賀県や市町が実施している事業について

（背景） 高い乳児死亡率・妊産婦死亡率、妊婦の流産、早産、死産

1937年　保健所法の制定

1937年　母子保護法、1938年　社会福祉事業法の制定

1938年　厚生省（現、厚生労働省）設置

1940年　国民体力法の制定、1941年　人口政策確立要綱を決定

1942年　妊産婦手帳制度（現、母子健康手帳）の開始

1947年　厚生省に児童局設置、母子衛生課の新設、児童福祉法の制定

1948年　児童福祉法の施行、母子保健対策要綱の策定、予防接種法の制定・施行

1965年　母子保健法制定　（児童福祉法から独立）・施行（1966年）

～　児童福祉法、予防接種法、母子保健法のもとで、施策の整備・充実　～

- ○ 妊婦・乳幼児への健康診査の徹底
- ○ 妊産婦・乳幼児への保健指導の充実
- ○ 先天性代謝異常等検査事業の実施・充実
- ○ 未熟児養育医療の給付、慢性疾患を抱える児童への医療費助成、結核児童の療育医療の給付等の公費負担医療の実施・充実
- ○ 妊婦・乳幼児への予防接種の徹底

（背景）〇乳児死亡率・妊産婦死亡率の改善
〇少子化・核家族化の進行・女性の社会進出による子どもを生み育てる環境の変化

1994年 「エンゼルプラン」の策定
母子保健法の改正（基本的な母子保健サービスは市町村へ※平成9年4月施行）
1999年 「新エンゼルプラン」の策定
2000年 「健やか親子21」（2001～2010年）の策定
2004年 不妊治療への助成事業の創設
「少子化社会対策大綱」、「子ども・子育て応援プラン」の策定
2009年 「健やか親子21」の計画期間を4年延長し、2014年までとする
※次世代育成支援対策推進法に基づく計画と一体的に推進するため計画期間をそろえた
2012年 子ども・子育て支援法の制定

（背景） 〇乳児死亡率・妊産婦死亡率などが世界有数の低率国に
〇晩婚化・晩産化、育児の孤立化などによる妊産婦・乳幼児を取り巻く環境の変化

2015年 「健やか親子21（第2次）」（2015～2024年度）の策定
子ども・子育て支援法の施行

（背景） 〇児童虐待など子どもや家庭を巡る問題が多様化・複雑化する中、新たな子ども家庭福祉を構築することが喫緊の課題に

2016年 児童福祉法等の一部改正（平成29年4月1日施行）
※児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化
※母子健康包括支援センターの全国展開
2018年 成育基本法（略称）の成立（令和元年12月1日施行）
2019年 母子保健法の一部改正（産後ケア事業の法制化。令和3年4月1日施行）

国の母子保健関連施策の体系

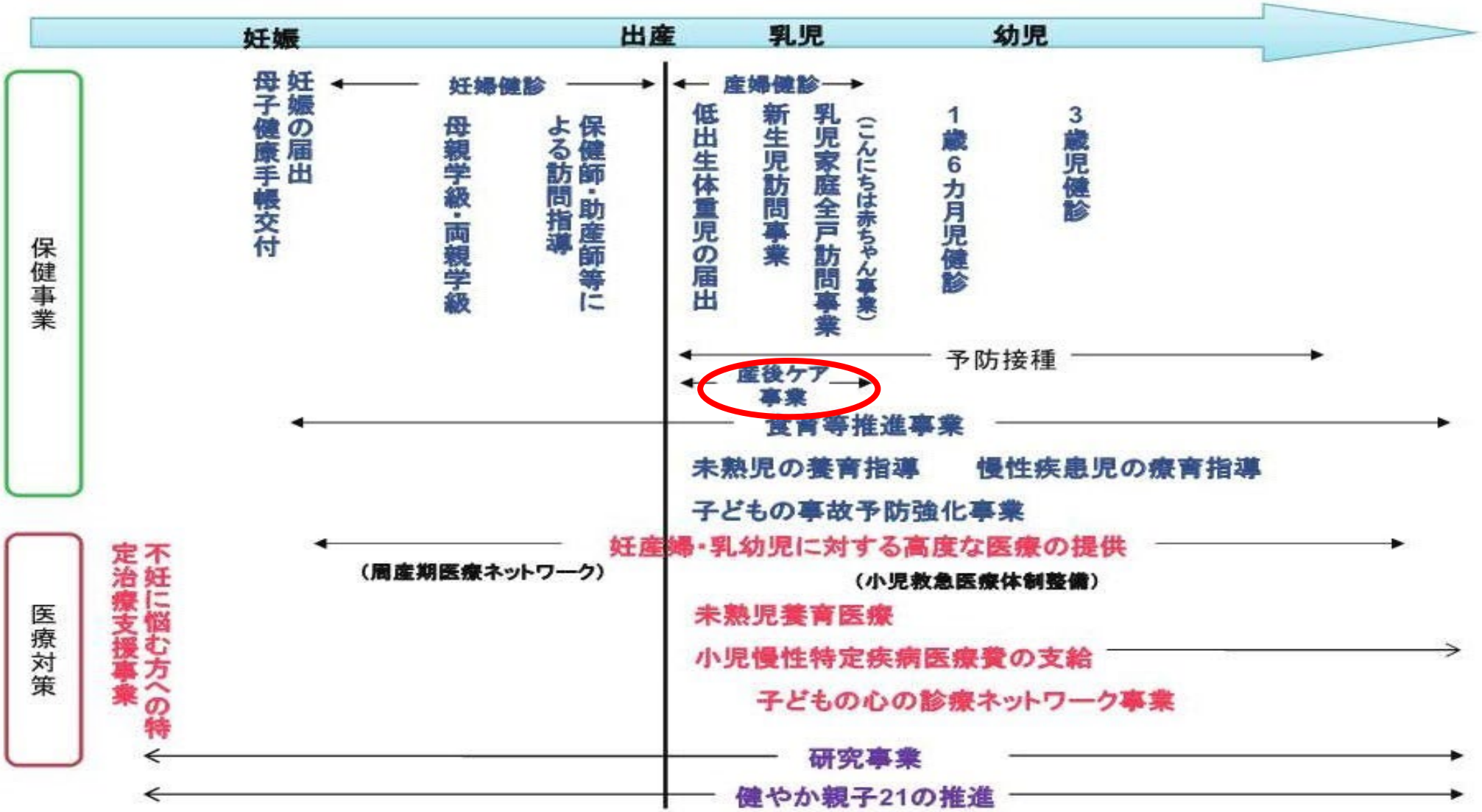

母子保健法

- 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もつて国民保健の向上に寄与することを目的とする法律

【定義】

- 妊産婦：妊娠中または出産後1年以内の女子
- 乳　児：1歳に満たない者
- 幼　児：満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
- 新生児：生後28日を経過しない乳児

【主な規定】

- 保健指導（第10条）
- 母子手帳の交付（第16条）
- 産後ケア事業（第17条）
- 養育医療（第20条）

母子保健法第十七条の二

市町村は、**出産後一年を経過しない女子及び乳児**の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助（以下この項において「産後ケア」という。）を必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児につき、次の各号のいずれかに掲げる事業（以下この条において「産後ケア事業」という。）を行うよう努めなければならない。

一　病院、診療所、助産所その他厚生労働省令で定める施設であつて、産後ケアを行うもの（次号において「産後ケアセンター」という。）に産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児を**短期間入所**させ、産後ケアを行う事業

二　産後ケアセンターその他厚生労働省令で定める施設に産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児を**通わせ**、産後ケアを行う事業

三　産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児の**居宅を訪問**し、産後ケアを行う事業

２　市町村は、産後ケア事業を行うに当たつては、産後ケア事業の人員、設備及び運営に関する基準として厚生労働省令で定める基準に従つて行わなければならない。

３　市町村は、産後ケア事業の実施に当たつては、妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、児童福証第十条の二第一項の**こども家庭センター**（次章において「こども家庭センター」という。）その他関係機関との必要な連絡調整並びにこの法律に基づく母子保健に関するほかの事業並びに児童福祉法その他の法令に基づく母性及び乳児の保健及び福祉に関する事業との連携を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

令和6年度　滋賀県の母子保健関連施策体系　～生まれる前からの切れ目ない支援～

思春期　妊娠前　妊娠　出産　産後（育児）　乳児期・幼児期

市町 母子保健事業実施主体

- 低所得妊婦初回産科受診料支援事業
- 不妊に悩む方への不妊治療助成
- 思春期・性教育
- 母子健康手帳交付（面談）　妊娠届
- こども家庭センター（旧　子育て世代包括支援センター）
- 妊産婦・新生児・乳幼児への訪問・面接等相談支援事業
- 出産・子育て応援交付金事業　伴走型相談支援
- 産前・産後サポート事業
  - ＊相談・サポート支援　＊多胎児支援　＊父親支援
  - 育児用品の配布　＊関係機関との連絡調整 等
  - 産後ケア事業
- 集団指導教室（両親学級・離乳食教室・親子教室等）
- 新生児訪問事業・乳児全戸訪問事業
- 新生児聴覚検査事業
- 妊婦一般健康診査
- 産婦健康診査
- 乳幼児健診（4か月、10か月、1歳6か月、2歳6か月、3歳6か月）
- 不育症検査助成事業
- ハイリスク妊産婦・新生児援助事業（保健所：周産期保健医療連絡調整会議）

県 広域的かつ専門的支援

- 不妊専門相談センター事業
- 若年妊婦等支援事業（にんしんSOS滋賀）
- 不妊・不育症ネットワーク支援事業
- 先天性代謝異常等検査事業
- 新　新生児マススクリーニング検査に関する実証事業
- 新　プレコンセプションケア推進事業
- 子育て・女性健康支援センター事業　（思春期・妊娠・出産・更年期相談）
- 新　不安・悩みを抱える家庭支援事業
- 予防のための子どもの死亡検証体制整備(CDR)事業
- 妊産婦メンタルヘルスケア研修会
- 産後ケア従事者研修会
- 乳幼児健診従事者研修会
- 母子保健従事者研修会

こどもまんなか
こども家庭庁

妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業の創設

【子ども･子育て支援法、児童福祉法等】

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、子ども・子育て支援法に**妊婦のための支援給付を創設**するとともに、児童福祉法に**妊婦等包括相談支援事業を創設**し、市町村は、**妊婦のための支援給付を行うに当たっては、妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて行う**ことを子ども・子育て支援法に規定。

妊婦のための支援給付（子ども･子育て支援法）

○ 市町村は、妊婦であることの認定後に**５万円**を支給。その後、妊娠しているこどもの人数の届出を受けた後に**妊娠しているこどもの人数×５万円**を支給する。

○ 子ども･子育て支援金制度の創設に伴い、財源として**子ども･子育て支援納付金を位置づける**。 等

妊婦等包括相談支援事業（児童福祉法）

○ 妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業として新設する。

○ 母子保健法の事業との連携確保について定めるとともに、子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業に位置づける。

妊娠期（妊娠8～10週前後）	妊娠期（妊娠32～34週前後）	出産･産後	産後の育児期
面談 / 給付申請	面談	面談 / 給付の届出	継続的な情報発信 希望に応じた相談対応
※妊娠届出時等		※出生届出時や乳児家庭全戸訪問等	

【実施主体】市町村（こども家庭センター）
（NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託可）

伴走型相談支援

身近で相談に応じ、必要な支援メニューにつなぐ

妊婦の認定後：５万円の支給

妊娠しているこどもの人数×５万円の支給

※ 給付金の支払方法については、紛争の未然防止や事務の確実かつ効率的な実施の観点から、現金など確実な支払方法とする。
この場合においても、希望者が支給された給付金を妊娠・出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減のクーポン等で受け取れるようにすることは可能。

児童福祉法

- 児童が良好な環境において生まれ、且つ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律

【主な内容】

- 児童相談所の設置　：児童相談所が設置され、子どもや家庭に対する支援を行う
- 児童福祉施設の運営：児童福祉施設の設置と運営
- 児童虐待防止対策　：児童虐待の防止と対応

こども家庭センター

【趣旨・目的】
子育て世代包括支援センターと市区町村子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能は維持した上で、組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努める。
【業務内容】
こども家庭センターにおいては、 **保健師等が中心となって行う各種相談等（母子保健機能）**を 行うとともに、**こども家庭支援員等が中心となって行うこども 等に関する相談等（児童福祉機能）**を一体的に行う。

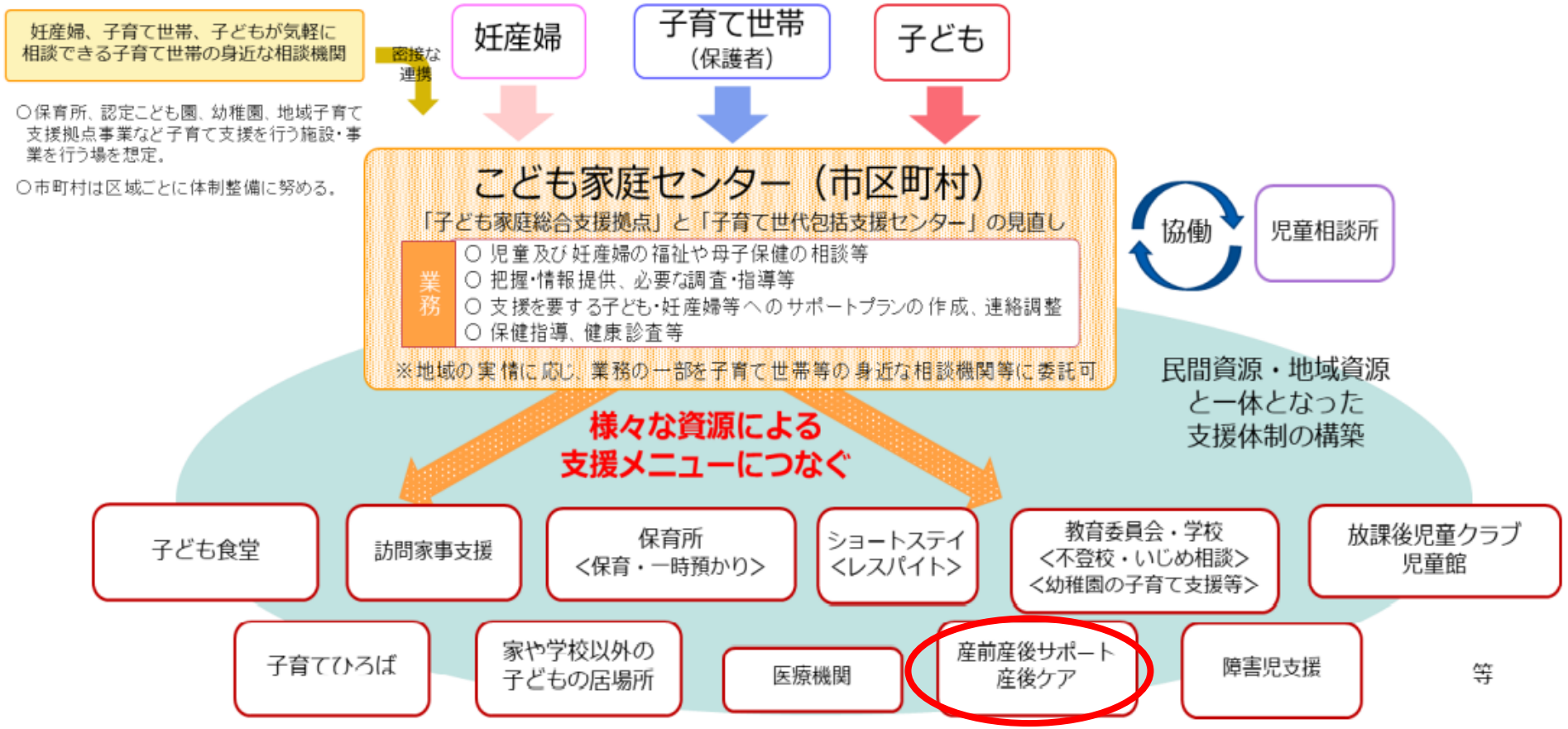

児童虐待の防止等に関する法律

- 児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

【虐待の種別】

- 身体的虐待
- 心理的虐待
- 性的虐待
- ネグレクト

【主な内容】

- 児童虐待の定義と種類
- 児童虐待の通報義務

令和4年度　滋賀県の通告件数と種別（乳児・幼児）

（児相の業務内容より）

通告件数（年齢別）

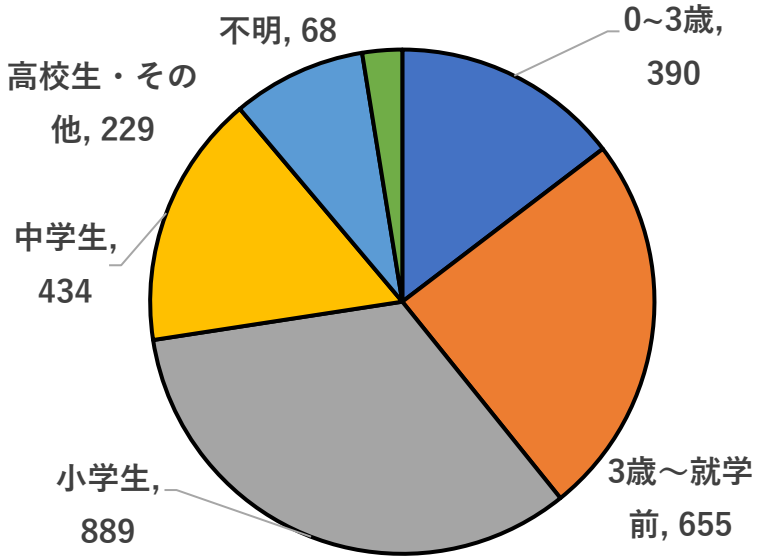

（一時保護）　年齢別/虐待種別

（件）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト
0～3歳	2	0	6	18
3歳～就学前	16	2	12	12
小学生	52	3	28	38
中学生	25	6	17	6
高校生・その他	14	1	10	3

年齢別/通告種別

	身体的虐待		ネグレクト		性的虐待		心理的虐待	
	R３	R４	R３	R４	R３	R４	R３	R４
0～3歳	47	33	62	48	0	2	230	225
3歳～就学前	100	84	108	102	3	8	415	393
小学生	259	273	204	183	20	22	481	499
中学生	139	135	87	76	15	19	198	201
高校生・その他	80	93	44	54	13	8	122	128
計	625	618	505	463	51	59	1446	1446

（個人情報の取り扱いについて）

児童福祉法　第二十一条の十の五

病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の**医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は**、要支援児童等と思われる者を把握したときは、**当該者の情報をその現在地の市町村に提供**するよう努めなければならない。

虐待防止法　第十三条の四

地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関係する機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、**助産師**、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の**医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は**、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は**業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。**ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

成育基本法

（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律）

- 次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

【基本施策】

- 成育過程にある者・妊産婦に対する医療／成育過程にある者等に対する保健／教育及び普及啓発／記録の収集等に関する体制の整備等／調査研究

健やか親子２１

- 「健やか親子 21」は、平成 13 年から開始した、母子の健康水準を向上させるための様々な取組を、みんな（専門の方・一般の方）が一体となって推進する母子保健の国民運動計画。

21世紀の母子保健の取組の方向性と目標や指標を示したもの

10年後に目指す姿：「すべての子どもが健やかに育つ社会」として、すべての国民が地域や家庭環境等の違いにかかわらず、同じ水準の母子保健サービスが受けられることを目指しています。

- 基盤課題Ａ：切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
- 基盤課題Ｂ：学童期・思春期から成人期に向けた保険対策
- 基盤課題Ｃ：子どもの健やかな成長を見守り、育む地域づくり
- 重点課題①：育てにくさを感じる親に寄り添う支援
- 重点課題②：妊娠期からの児童虐待防止対策

産後ケア事業ガイドライン　（令和2年8月改訂）

- 市町村が、分娩施設退院後から一定の期間、病院、診療所、助産所、自治体が設置する場所（保健センター等）又は対象者の居宅において、助産師等の看護職が中心となり、母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう 支援することを目的とする。
- 母親の身体的な回復のための支援
- 授乳の指導及び乳房のケア
- 母親の話を傾聴する等の心理的支援
- 新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導
- 家族等の身近な支援者との関係調整
- 地域で育児をしていく上で必要な社会的資源の紹介等
- 市町村は、妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、子育て世代包括支援センターその他の関係機関との必要な連絡調整、他の母子保健・児童福祉に関する事業等との連携を図ることにより、母子とその家族に対する支援を一体的に実施する。

産後ケア事業ガイドライン　（令和2年8月改訂）

【対象者】

- 同居家族の有無等に関わらず、子育て世代包括支援センターや産婦健康診査での相談等によって、支援が必要と認められる場合には積極的に事業の利用を勧奨することが望ましい

【時期】

- 産後4か月　→　出産後1年

低出生体重児等の場合に、入院期間の長期化で退院時期が出産後4か月を超える場合もあることや、産婦の自殺は出産後5か月以降にも認められるなど、出産後1年を通じてメンタルヘルスケアの重要性が高いため

【実施担当者】

- 助産師、保育士、看護師を1名以上置くこと
- 特に、出産後4か月頃までの時期は褥婦や新生児に対する専門的ケアを行うことから、原則、助産師を中心とした実施体制での対応とする。

本日の内容

- 母子保健に関する法律
  …母子保健行政のあゆみ
  …母子保健法、児童福祉法、成育基本法、健やか親子21、
  産後ケア事業ガイドライン
- 滋賀県保健医療計画
- 滋賀県における産後ケア事業利用実績
- 滋賀県産後ケア実施要領、滋賀県産後ケア事業実施施設基準
- その他、滋賀県や市町が実施している事業について

出生数・出生率の推移

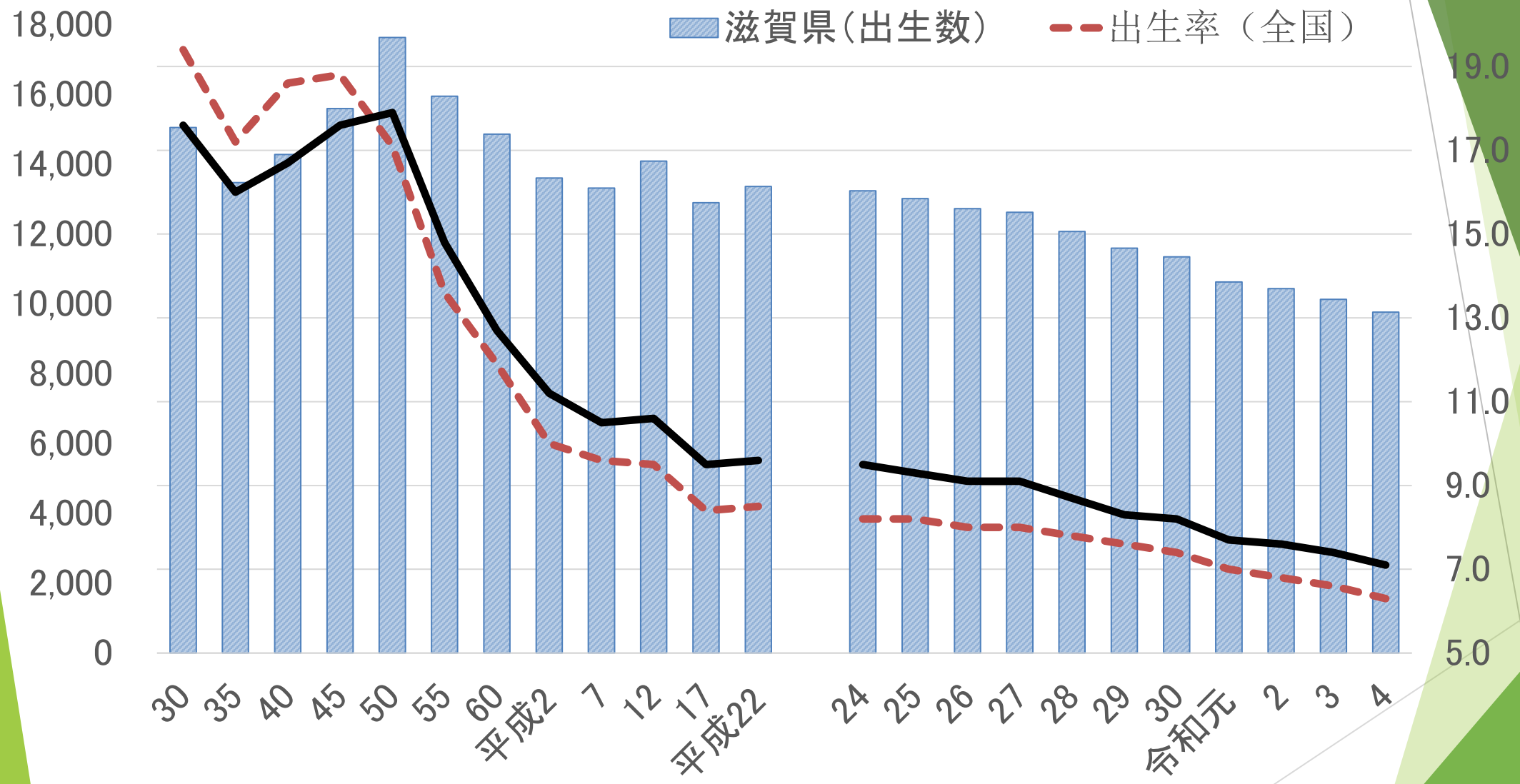

図1　出生数および出生率（人口千対）の推移

（人口動態統計）

合計特殊出生率の推移

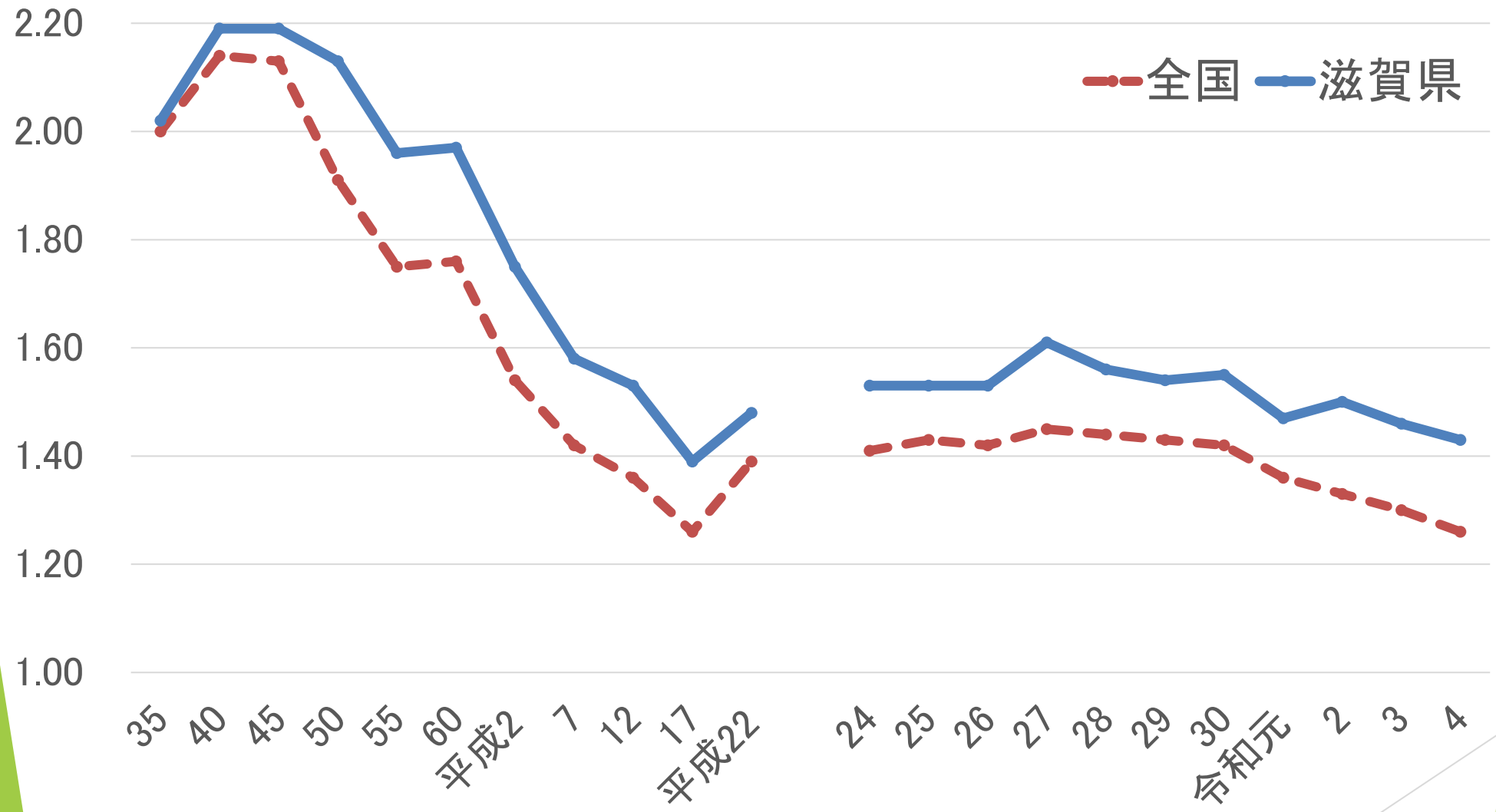

（人口動態統計）

圏域別出生数の推移　（平成27年～令和4年）

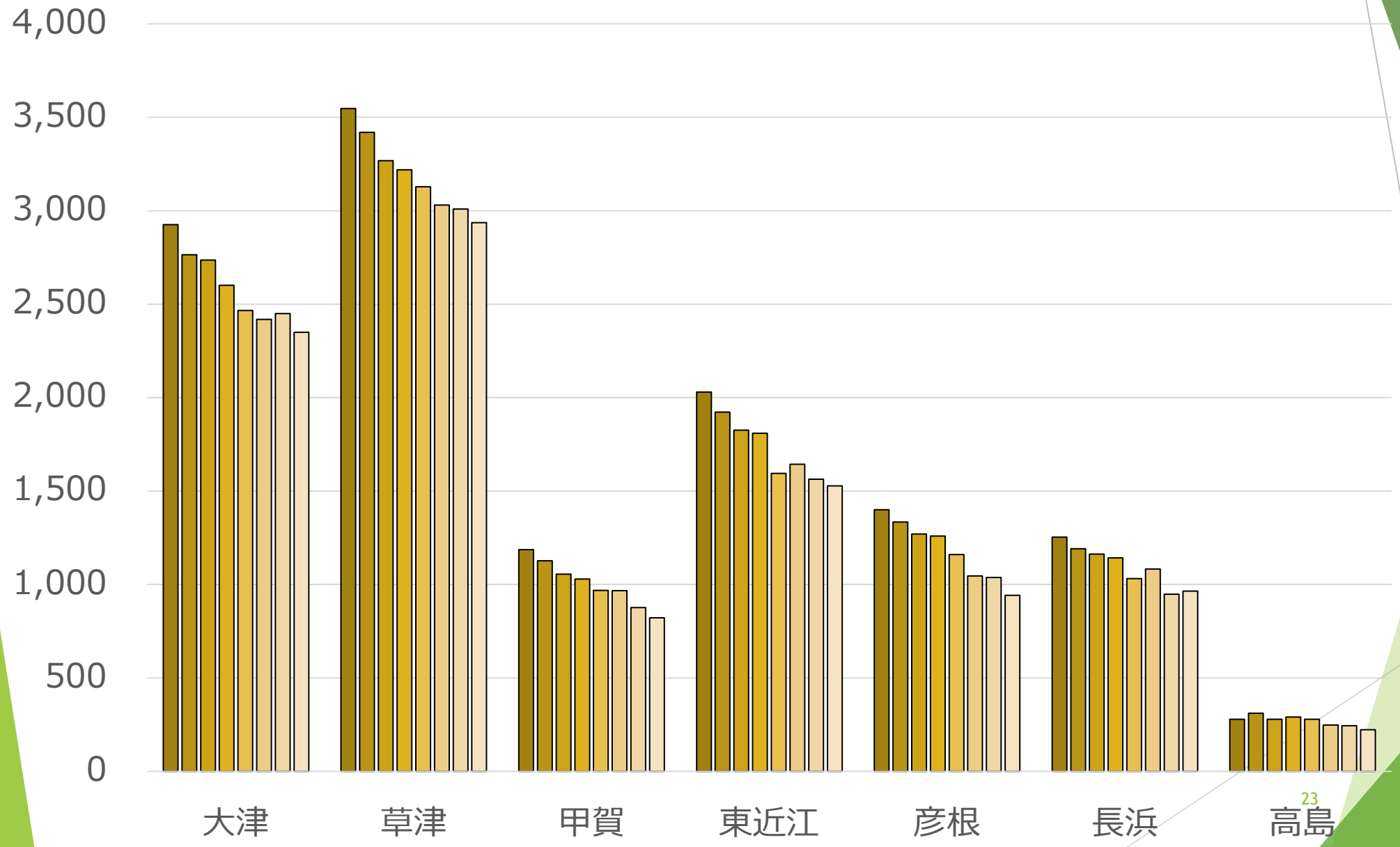

（人口動態統計）

出生順位別にみた母の平均年齢の推移

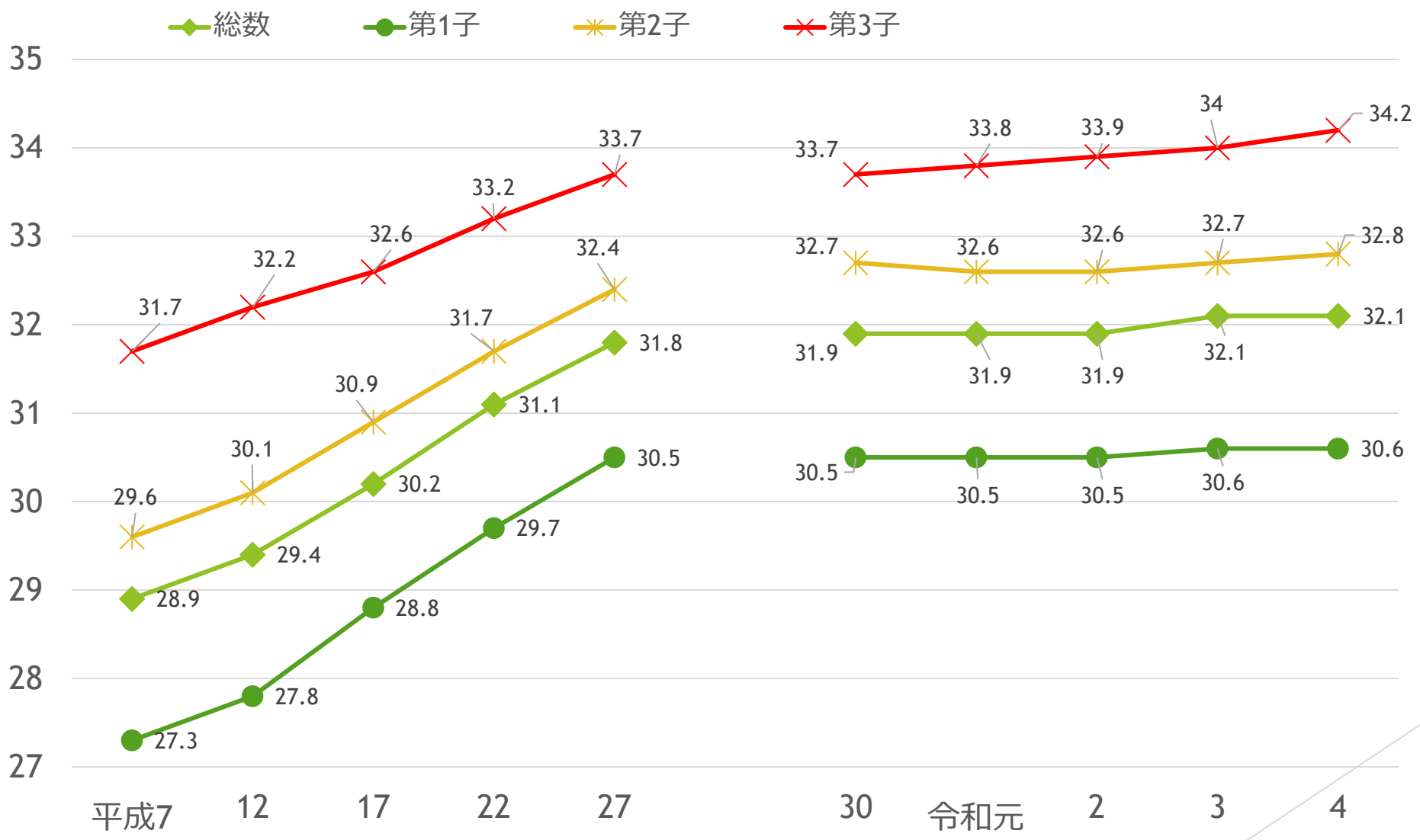

ハイリスク妊産婦・新生児援助事業　連絡件数

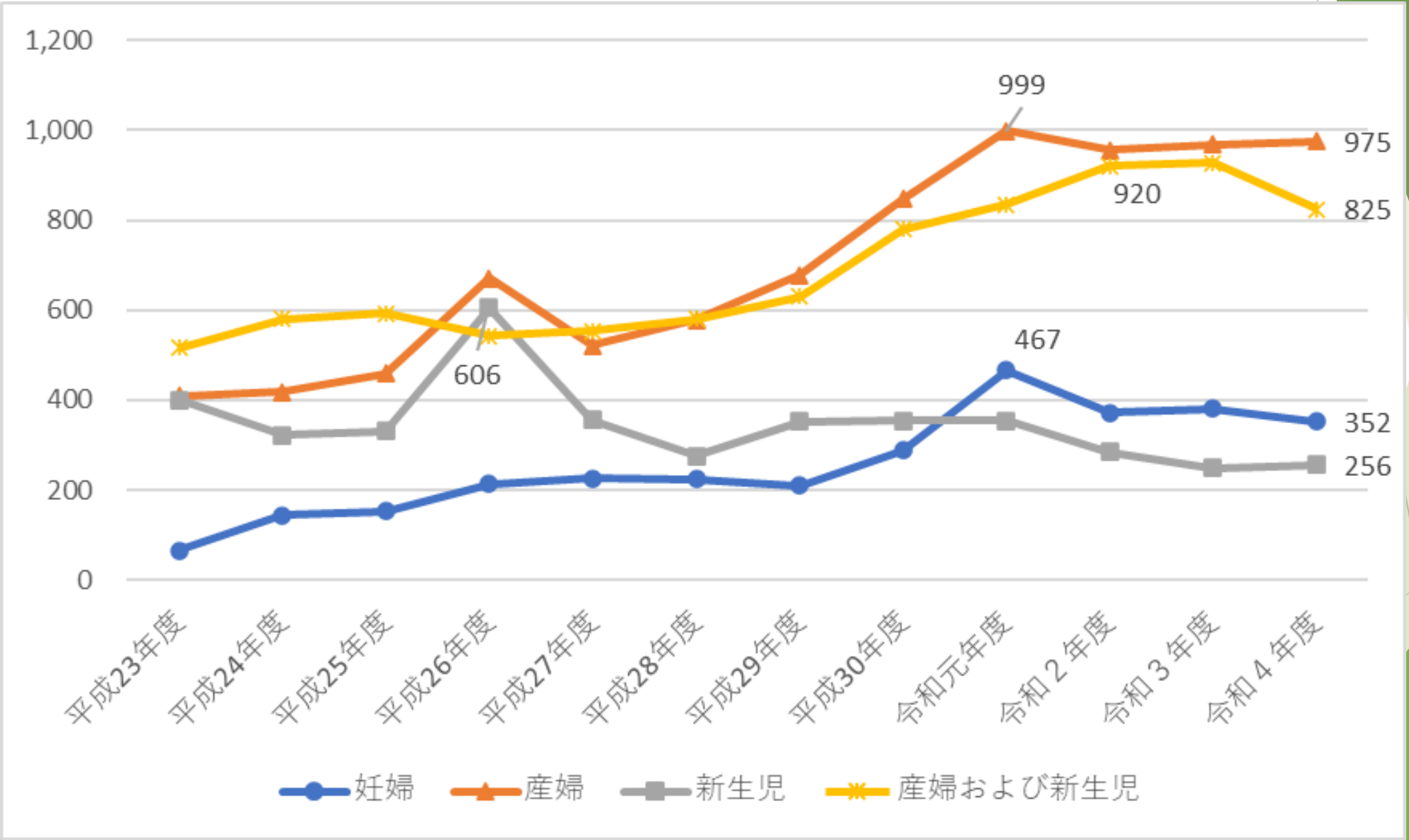

【妊婦・産婦】ハイリスク連絡（依頼）内容

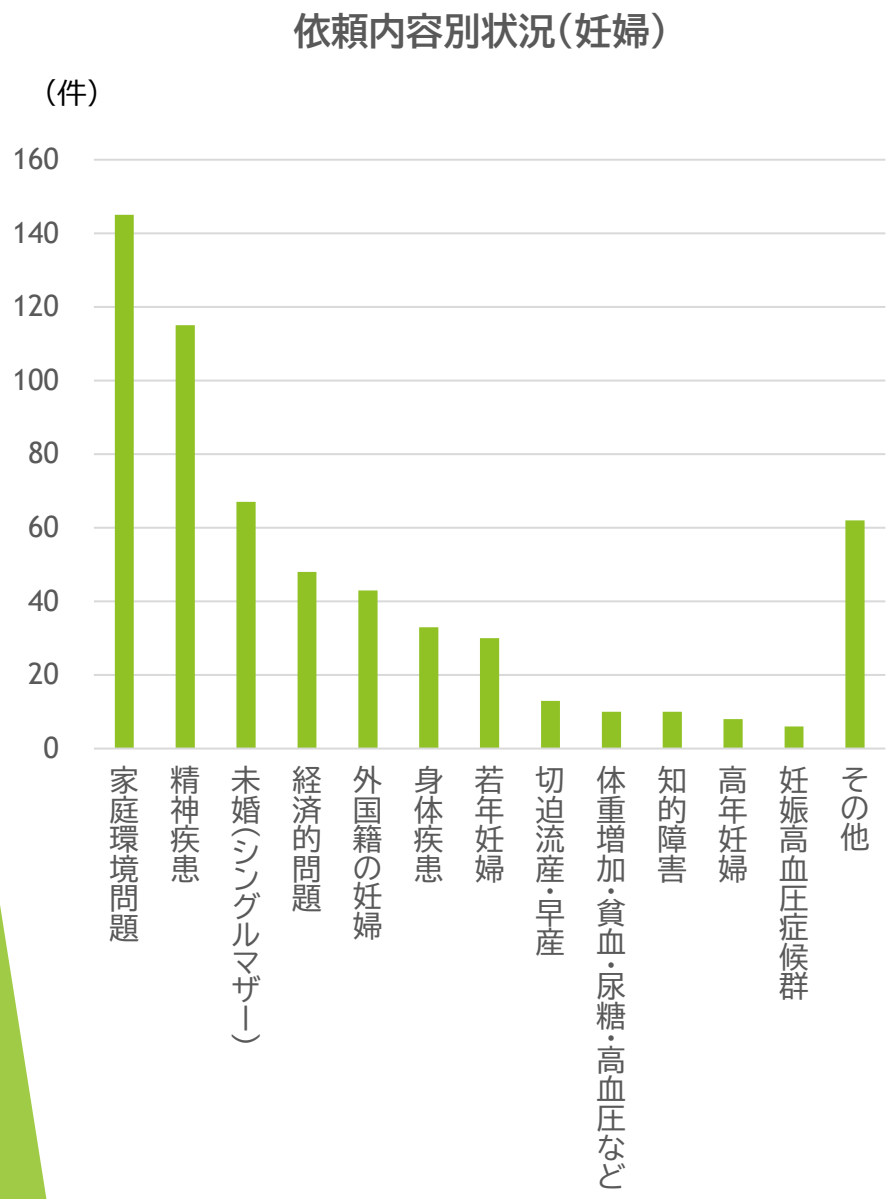

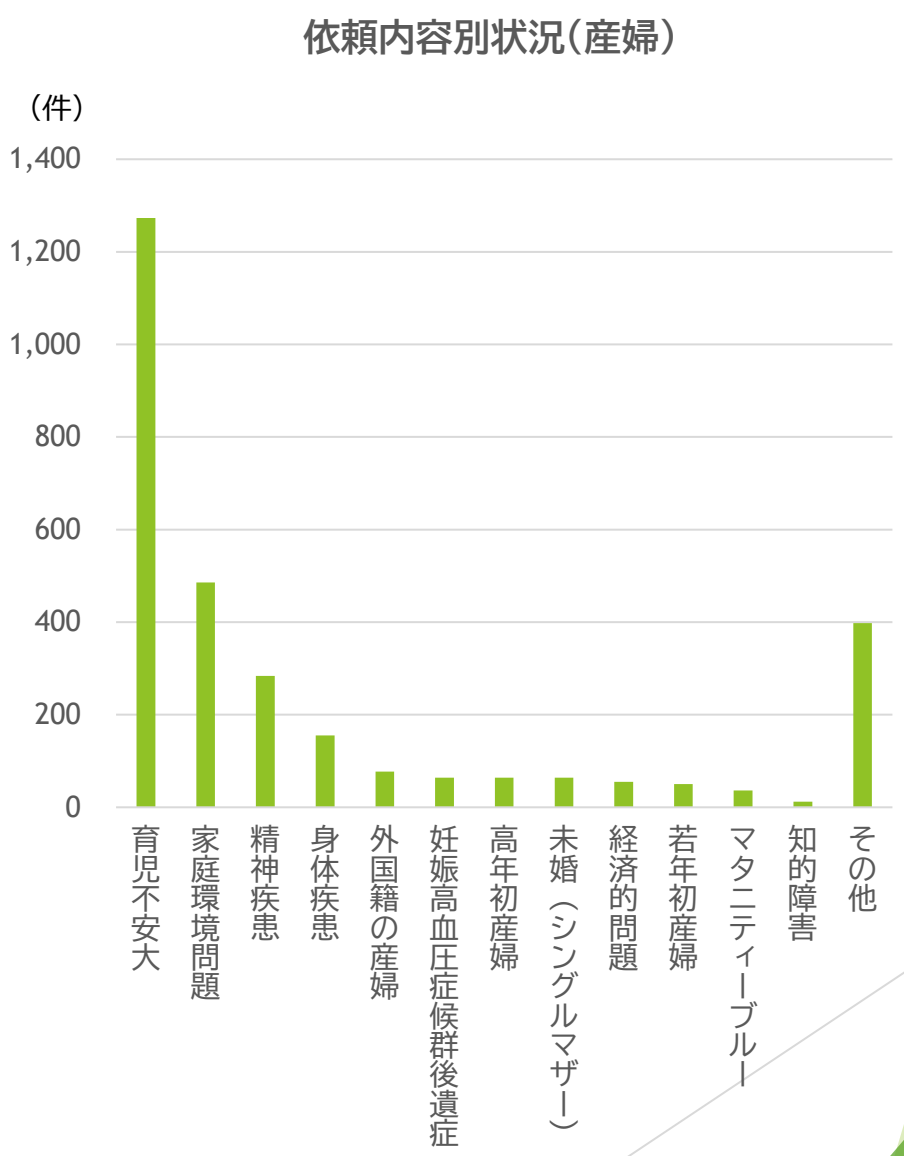

滋賀県と全国の低出生体重児の割合

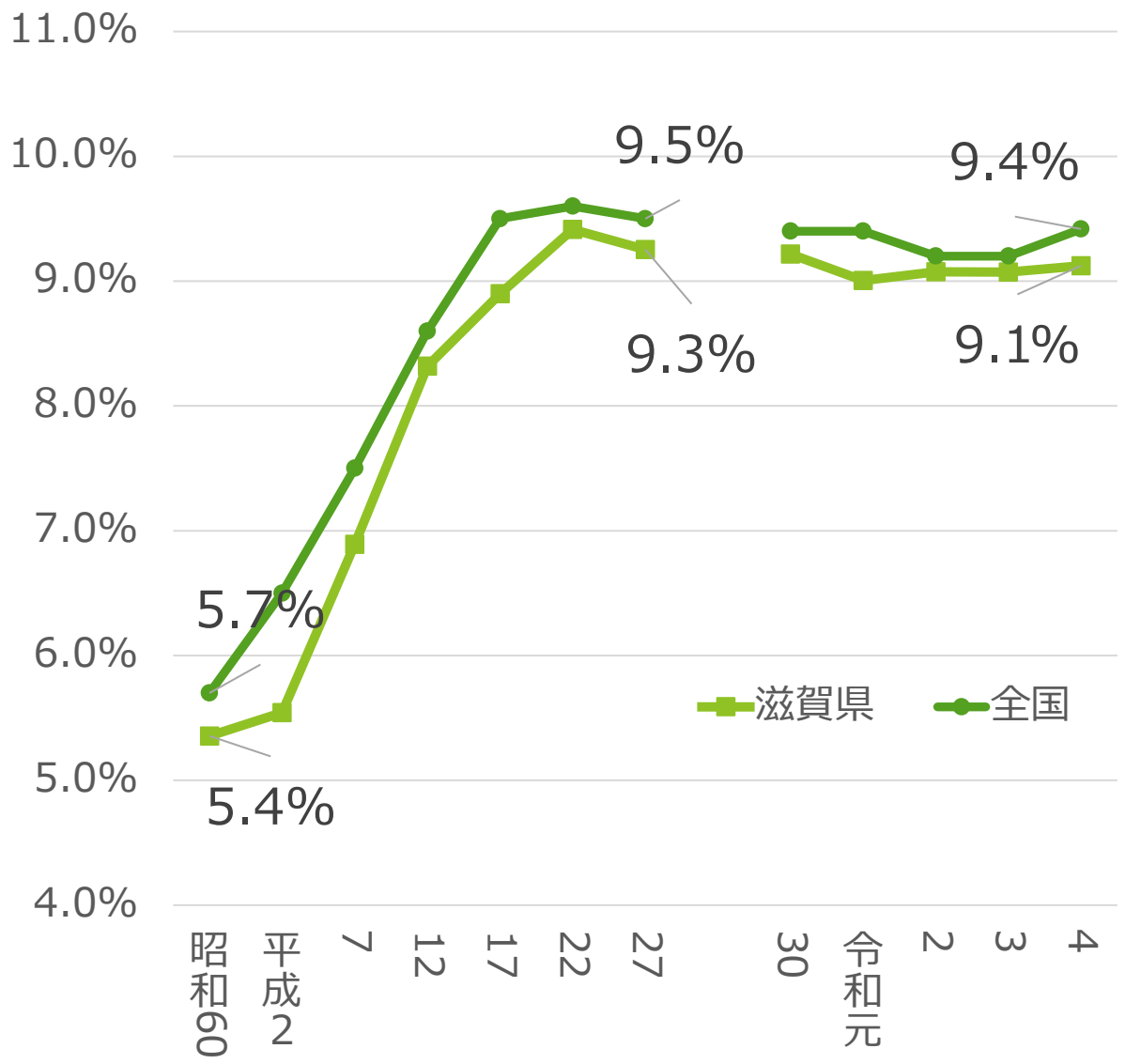

新生児ハイリスク連絡（依頼）内容

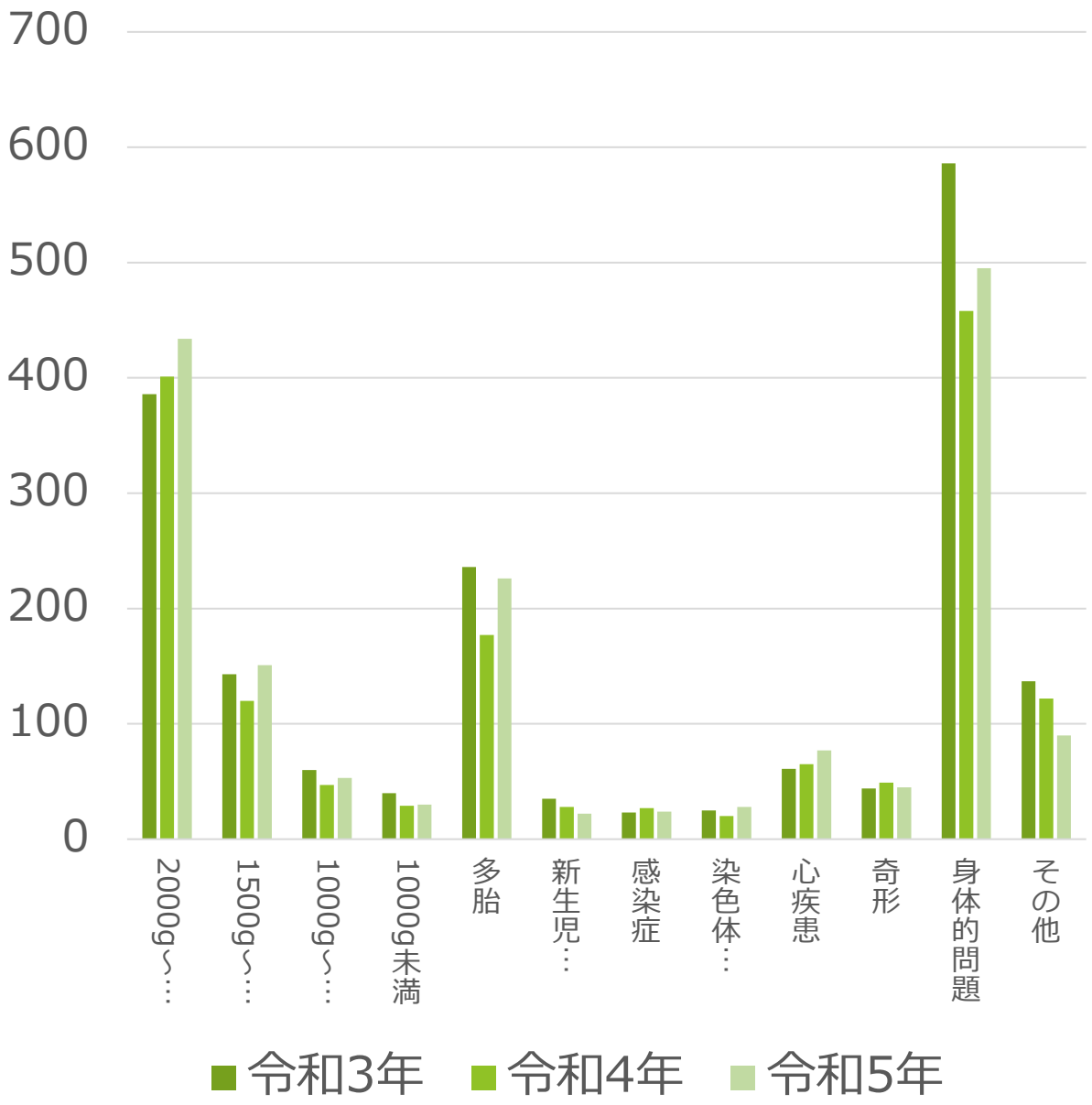

滋賀県保健医療計画の概要

［計画期間］令和6年度～令和11年度

Ⅰ 計画改定の趣旨

前回計画の期間の満了を迎えることから、社会環境の変化や国の動き等を踏まえ、今後の医療福祉提供体制のあり方を検討し、県民のニーズに的確に対応しつつ、保健・医療・福祉が一体となって生活を支える「医療福祉」の仕組みづくりを目指して、「滋賀県保健医療計画」の改定を行う。

Ⅱ 計画の位置づけ

○ 医療法第30条の4第1項の規定に基づく計画
○ 本県の保健医療施策推進の目標
○ 政策的に関連の深い次の計画は、各計画に本計画に定める事項を記載し、本計画と一体的に策定

〈一体的に策定する計画〉
- 「健康づくり(健康いきいき21－健康しが推進プラン)」
- 「歯科保健(滋賀県歯科保健計画)」
- 「がん(滋賀県がん対策推進計画)」
- 「脳卒中(滋賀県循環器病対策推進計画)」
- 「心筋梗塞等の心血管疾患(滋賀県循環器病対策推進計画)」
- 「新興感染症発生・まん延時の医療(滋賀県感染症予防計画)」

Ⅲ 計画の構成

第1部 総論
- 第1章 計画に関する基本事項
- 第2章 保健医療環境の概況
- 第3章 基本理念
- 第4章 保健医療圏
- 第5章 基準病床数

第2部 健康づくりの推進
- 第1章 健康づくりと介護予防の推進

第3部 総合的な医療福祉提供体制の整備
- 第1章 医療提供体制のあり方
- 第2章 地域医療構想
- 第3章 疾病・事業ごとの医療福祉体制
  - 1 がん／2 脳卒中／3 心筋梗塞等の心血管疾患
  - 4 糖尿病／5 精神疾患／6 救急医療／7 災害医療
  - 8 小児医療／9 周産期医療／10 へき地医療
  - 11 新興感染症発生・まん延時の医療
  - 12 在宅医療／13 認知症／14 慢性腎臓病／15 難病
  - 16 アレルギー疾患／17 感染症／18 その他疾病
  - 19 臓器移植・骨髄移植／20 リハビリテーション
  - 21 障害保健医療福祉／22 薬事保健衛生
- 第4章 健康危機管理の充実
- 第5章 安全、安心な医療福祉サービスの提供
- 第6章 患者・利用者を支える人材確保・養成

第4部 計画の推進
- 第1章 推進体制および評価

Ⅳ 計画の概要

基本理念

『誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現』
～ 健康的な生活を送るための「医療福祉」の推進 ～

計画で目指す3つの姿

① 誰もがそれぞれの地域で自分らしく健康的に暮らしており、健康寿命が延びている

② どこにいても、生まれる前から看取りまで、切れ目なく必要な医療福祉を受けることができる

③ 医療福祉にかかわる人材が充実し、地域における体制が整備されている

主な疾病・事業にかかる施策の改定ポイント(●は特に「こども・こども・こども」関連)

○新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、6事業目として、「新興感染症発生・まん延時の医療」を追加する。(その他分野においても、新興感染症にも対応できる体制の整備を図る。)
○主要な5疾病・6事業・在宅医療において、ロジックモデル(論理構造図)による施策の整理や指標の設定を行う。(その他分野においても、ロジックモデルにより施策と目指す姿の可視化を図る。)

【①健康づくりと介護予防】
〈健康づくり〉
○主体的な健康増進とそれらを支えるまちづくりの推進
〈歯科保健〉
○健康寿命の延伸につながる歯科疾患の発症予防と重症化
〈母子保健〉
●プレコンセプションケア(将来の妊娠・出産に備えた健康管理)の子ども・若者への推進、県民全体への啓発
●保護者が心身ともに健康な状態で出産・子育てができる支援体制の構築
〈介護予防〉
○市町が行う地域づくりによる介護予防への支援

【②がん】
○患者本位のがん医療の実現

【③脳卒中・心筋梗塞等の心血管疾患】
○早期・専門的な治療が可能な連携体制の構築

【④糖尿病】
○多機関連携、病診連携を含む他科連携による重症化予防対策の推進(治療と仕事の両立のための支援等)

【⑤精神疾患】
○多様な精神疾患等に対応できる連携体制の構築(入院者への訪問支援、精神科病院における虐待通報窓口の設置)
○大規模災害時の精神保健ニーズに対応できる体制の構築(災害拠点精神科病院の新規指定)

【⑥救急医療】
○地域における救急医療機関の機能分担と連携の推進
○救急医療における医師の確保・養成、病院前救護体制の強化
○医療機関の適正受診の推進(救急安心センター事業の推進等)

【⑦災害医療】
○災害拠点病院の体制強化
○一般病院の災害対策の体制強化(病院の浸水対策の強化等)
○災害時に活動できる人材の確保(災害業事コーディネーターの確保、災害支援ナース派遣に係る協定の締結等)

【⑧小児医療】
〈一般小児・小児救急〉
●適切な小児医療の提供(課題共有のための協議会の開催等)
●小児救急医療に関する圏域設定の見直し(4ブロック化)
●医療機関の適正受診の推進(小児救急電話相談の利用促進等)
〈小児在宅医療〉
●成人期を見据えた医療・自立支援を受けられる体制整備

【⑨周産期医療】
●周産期医療体制充実・強化(周産期医療協議会で具体的な取組を引き続き検討)
●災害時周産期医療体制の構築

【⑩へき地医療】
○へき地における医療・医師の確保

【⑪ 新 新興感染症発生・まん延時の医療】
○医療提供体制の確保に向けた協定の締結
- 入院体制(病床の確保)
- 外来診療体制(発熱外来医療機関の確保)
- 自宅療養者等への医療提供体制(病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の確保)

【⑫在宅医療】
○切れ目ない入退院支援(病院外来と地域の支援者との連携充実等)
○急変時や望む最後を迎えることができる対応体制の整備

【⑬外来医療】 ※別冊として、滋賀県外来医療計画を策定
○機能明確化・連携の推進(紹介受診重点医療機関の決定)
○医療機器の稼働状況の把握・報告
○具体的な数値目標の検討

患者・利用者を支える人材の確保・育成

【①医師】 ※別冊として、滋賀県医師確保計画を策定

【②歯科医師】
○在宅・障害児(者)歯科に必要な知識・技術習得

【③薬剤師】
○地域・従事先偏在の解消、多職種連携を担う薬剤師の育成

【④看護職】
○資質の高い看護職の養成、潜在看護職の復職支援、勤務環境改善等による定着促進、地域・領域別偏在の調整

【⑤管理栄養士:栄養士】
○栄養・食生活支援のための資質向上、市町における配置促進

【⑥理学療法士・作業療法士・言語聴覚士】
○県内従事者の確保・育成、配置が少ない分野の定着支援

【⑦歯科衛生士・歯科技工士】
○専門職の配置、在宅・障害児(者)歯科に必要な知識・技術の習得

【⑧精神保健福祉士】
○専門的機能の充実強化、多機関・多職種連携ができる人材の確保

二次保健医療圏

※現行の7圏域を維持しつつ、主要分野は圏域ごとの状況や課題等に応じて丁寧に検討の上、圏域に拘らない弾力的な圏域設定を行う

圏域名	構成市町数	構成市町名	圏域人口(単位:人)	圏域面積(単位:km²)
大津保健医療圏	1	大津市	345,202	464.51
湖南保健医療圏	4	草津市、守山市、栗東市、野洲市	346,649	256.39
甲賀保健医療圏	2	甲賀市、湖南市	142,909	552.02
東近江保健医療圏	4	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町	226,814	727.97
湖東保健医療圏	5	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	155,375	392.04
湖北保健医療圏	2	長浜市、米原市	150,920	931.41
湖西保健医療圏	1	高島市	46,379	693.05

基準病床数 (整備を許可できる病床数の上限)

	圏域名	基準病床数	既存病床数(令和5年4月1日現在)
一般病床および療養病床	大津	3,669	2,992
	湖南	3,067	2,555
	甲賀	1,335	1,056
	東近江	2,077	2,252
	湖東	1,149	1,164
	湖北	1,091	1,156
	湖西	442	406
	合計	12,830	11,581
精神病床		1,812	2,238
感染症病床		34	34
結核病床		21	63

※増床に際しては、圏域の協議の場において、当該圏域で必要とされる病床機能の整備を進める
➡回復期等の不足する病床機能を強化

主な数値目標(令和11年)

【①健康寿命〔日常生活動作が自立している期間の平均〕】
男性 81.19歳 女性 84.83歳(R3) ⇒ 延伸

【②糖尿病】
〔重症低血糖の発生率〕 0.73%(R3) ⇒ 増加抑制
〔糖尿病性腎症による新規透析導入患者数〕 165人(R3) ⇒ 増加抑制

【③精神疾患】
〔精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数〕 333.5日(R1) ⇒ 増加

【④救急医療】
〔心肺機能停止傷病者1か月生存率/1か月社会復帰率〕 15.9%/13.1%(R3) ⇒ 全国平均より高い

【⑤小児医療】
〔小児死亡者数(自殺を除く)〕 31人(R3) ⇒ 現状値以下
〔慢性疾患があっても安心して滋賀県で生活することができると思う保護者の割合〕 90%

【⑥周産期医療】
〔周産期死亡率(出産千対)〕 3.04(H29～R3平均) ⇒ 全国平均より低い
〔新生児死亡率(出生千対)〕 0.88(H29～R3平均) ⇒ 全国平均より低い

【⑦へき地医療】
〔無医地区等のうち、保健医療サービスを受けることができる地区数〕 13地区(R4) ⇒ 現状維持

令和6年度　母子保健事業の概要　～妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援～

滋賀県保健医療計画（母子保健）　令和６年度～令和11年度

【目指す姿】
県民が妊娠・出産・育児について正しい理解を深め、全ての子どもが心身ともに健やかに生まれ育つことができる

≪取組の方向性(柱）≫

（１）県民にプレコンセプションケアの理解が広がり、若者が健康な生活を送ることができる
（２）妊婦が安心・安全に出産できる
（３）保護者（母親・父親等）が孤立せず、心身ともに健康な状態で子育てができる
（４）子どもが必要な支援を受けながら、健やかに成長・発達できる

≪最終アウトカム≫

指　標	目標値(令和11年)
ゆったりとした気分でこどもと過ごる時間がある保護者の割合	3･4か月児：92% 1歳6か月児：85% 3歳児：75%
育てにくさを感じた時に対処できる親の割合	平均90%
児童･生徒における痩身傾向児の割合	16歳女子1.0% その他は減少

令和6年度　母子保健にかかる会議体系

妊娠前 → 妊娠期 → 出産・誕生 → 乳幼児期 → 子育て期

母子保健推進会議

目的：母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する母子保健事業を推進するための施策を策定、推進する

プレコンセプションケア推進会議

子どもの頃から自分の身体を大切にし、将来望んだ時に健やかな妊娠・出産をできる可能性を増やす取り組みを推進
不妊・不育に関する事、性感染症のことを含む

計画の取組の方向性1
県民にプレコンセプションケアの理解が広がり、若者が健康な生活を送ることができる

取組の方向性2
妊婦が安心・安全に出産できる

妊産婦ケア検討会

周産期保健医療連絡調整会議（保健所）

妊娠中の不安を軽減し産後も安心して子育てできる支援体制の確保
概ね、妊娠～産後1年の保護者（母親・父親）への支援の推進

取組の方向性3
保護者（母親・父親等）が孤立せず、心身ともに健康な状態で子育てができる

取組の方向性4
子どもが必要な支援を受けながら、健やかに成長・発達できる

子どもの成長・発達支援検討会議

乳幼児健康診査保健指導手引書改訂ワーキング部会

子どもが必要な支援を受けながら健やかに成長するとともに、保護者が孤立せず子育てができる体制についての検討、推進

新生児聴覚検査調整会議

令和6年度　滋賀県の母子保健関連施策体系　～生まれる前からの切れ目ない支援～

思春期　妊娠前　妊娠　出産　産後（育児）　乳児期・幼児期

市町 母子保健事業実施主体

- 思春期・性教育
- 不妊に悩む方への不妊治療助成
- 低所得妊婦初回産科受診料支援事業
- 母子健康手帳交付（面談）　妊娠届
- こども家庭センター（旧　子育て世代包括支援センター）
- 妊産婦・新生児・乳幼児への訪問・面接等相談支援事業
- 出産・子育て応援交付金事業・伴走型相談支援
- 産前・産後サポート事業
  - ＊相談・サポート支援　＊多胎児支援　＊父親支援
  - ＊育児用品の配布　＊関係機関との連絡調整 等
  - 産後ケア事業
- 集団指導教室（両親学級・離乳食教室・親子教室等）
- 新生児訪問事業・乳児全戸訪問事業
- 新生児聴覚検査事業
- 妊婦一般健康診査
- 産婦健康診査
- 乳幼児健診（4か月、10か月、1歳6か月、2歳6か月、3歳6か月）
- 不育症検査助成事業
- ハイリスク妊産婦・新生児援助事業（保健所：周産期保健医療連絡調整会議）

県 広域的かつ専門的支援

- 不妊専門相談センター事業
- 若年妊婦等支援事業（にんしんSOS滋賀）
- 不妊・不育症ネットワーク支援事業
- 先天性代謝異常等検査事業
- 新 新生児マススクリーニング検査に関する実証事業
- 新 プレコンセプションケア推進事業
- 子育て・女性健康支援センター事業　（思春期・妊娠・出産・更年期相談）
- 新 不安・悩みを抱える家庭支援事業
- 予防のための子どもの死亡検証体制整備(CDR)事業
- 妊産婦メンタルヘルスケア研修会
- 産後ケア従事者研修会
- 乳幼児健診従事者研修会
- 母子保健従事者研修会

本日の内容

- 母子保健に関する法律
  …母子保健行政のあゆみ
  …母子保健法、児童福祉法、成育基本法、健やか親子21、
  産後ケア事業ガイドライン
- 滋賀県保健医療計画
- 滋賀県における産後ケア事業利用実績
- 滋賀県産後ケア実施要領、滋賀県産後ケア事業実施施設基準
- その他、滋賀県や市町が実施している事業について

【産後ケア実施施設数の推移（件数）】

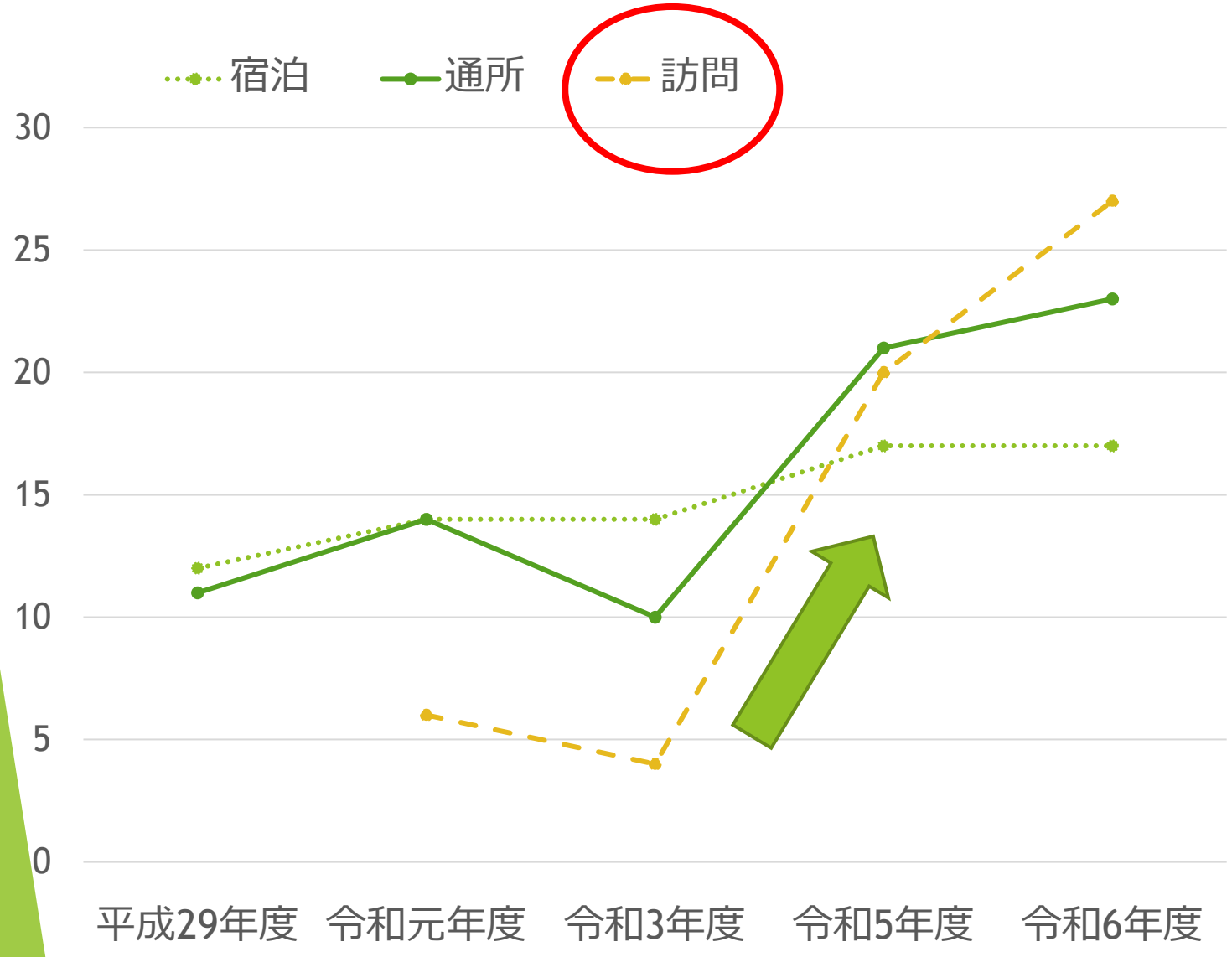

	宿泊	通所	訪問
平成29年度	12	11	
令和元年度	14	14	6
令和3年度	14	10	4
令和5年度	17	21	20
令和6年度	16	22	26

【圏域ごとの産後ケア実施施設数】

		大津		草津		甲賀		東近江		長浜		彦根		高島	
			総施設数		総施設数		総施設数		総施設数		総施設数		総施設数		総施設数
医療機関	宿泊型	2	3	4	6	2	3	2	2	2	2	0	0	1	1
	通所型	1		4		3		1		2		0		1	
	訪問型	1		1		0		0		2		0		0	
助産所	宿泊型	0	6	0	5	0	5	3	7	0	2	0	1	0	1
	通所型	2		2		1		5		0		0		0	
	訪問型	6		4		5		7		2		1		1	
その他	宿泊型	0	1												
	通所型	1													
	訪問型	0													

【利用実績の推移（延べ人数）】

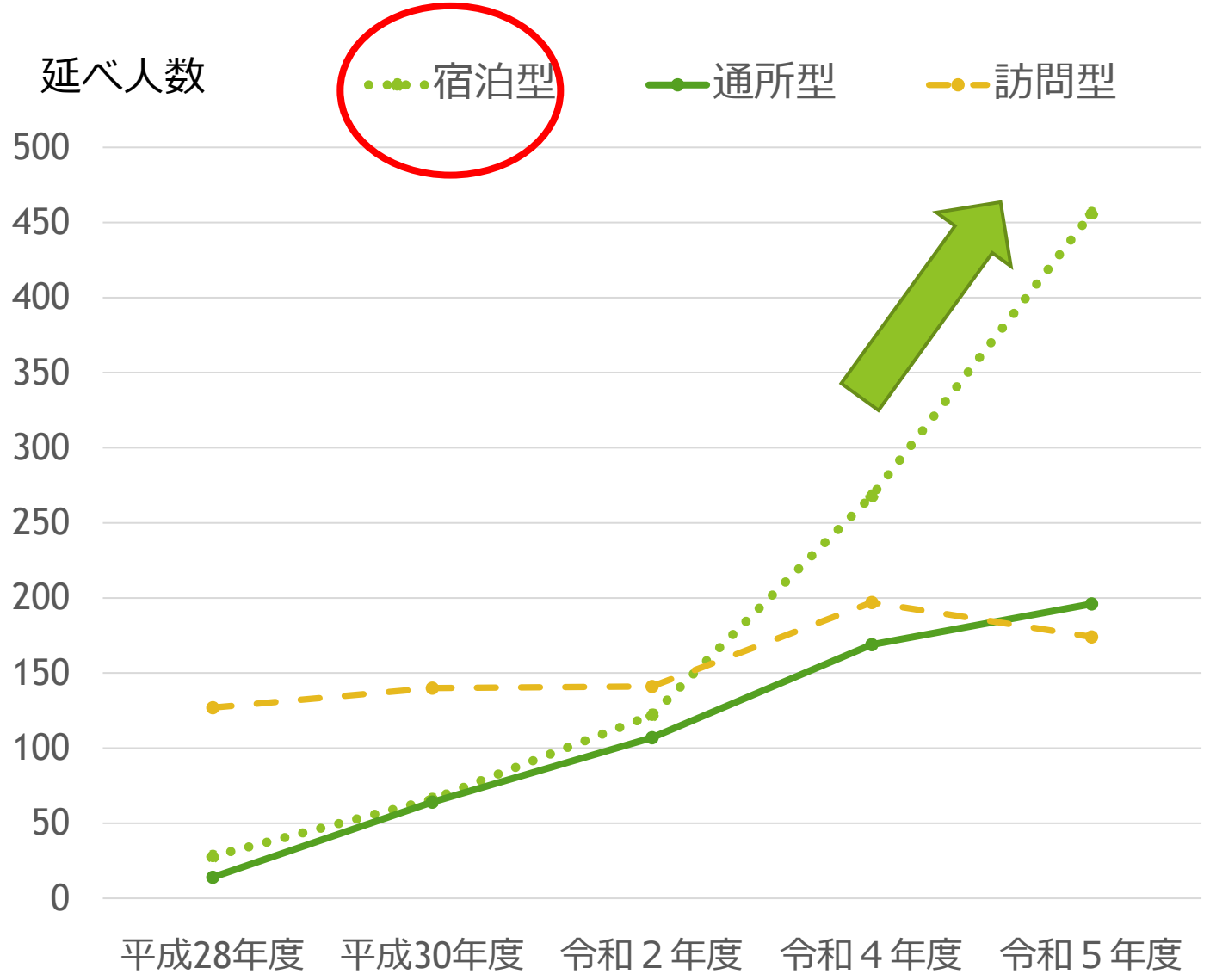

	宿泊型	通所型	訪問型
平成28年度	28	14	127
平成30年度	66	64	140
令和２年度	122	107	141
令和４年度	268	169	197
令和５年度	456	196	174

【宿泊】 圏域別　住所地別　利用者数

（実人数）

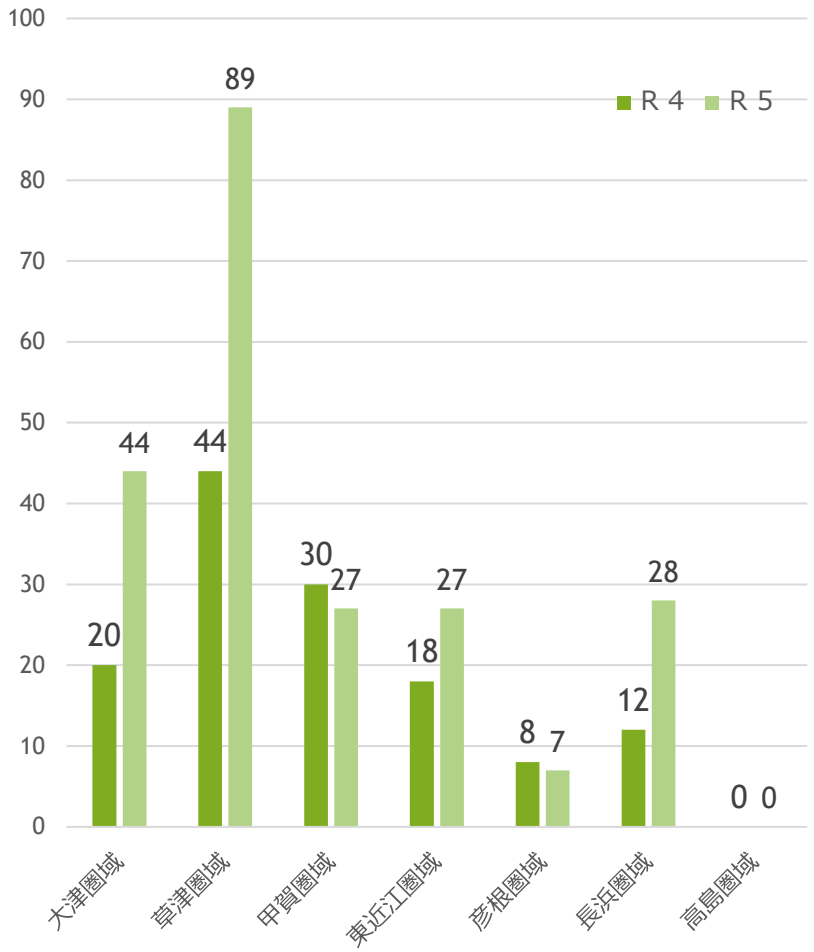

	大津圏域	草津圏域	甲賀圏域	東近江圏域	彦根圏域	長浜圏域	高島圏域	計
R4	20	44	30	18	8	12	0	132
R5	44	89	27	27	7	28	0	222

【通所】 圏域別　住所地別　利用者数

（実人数）

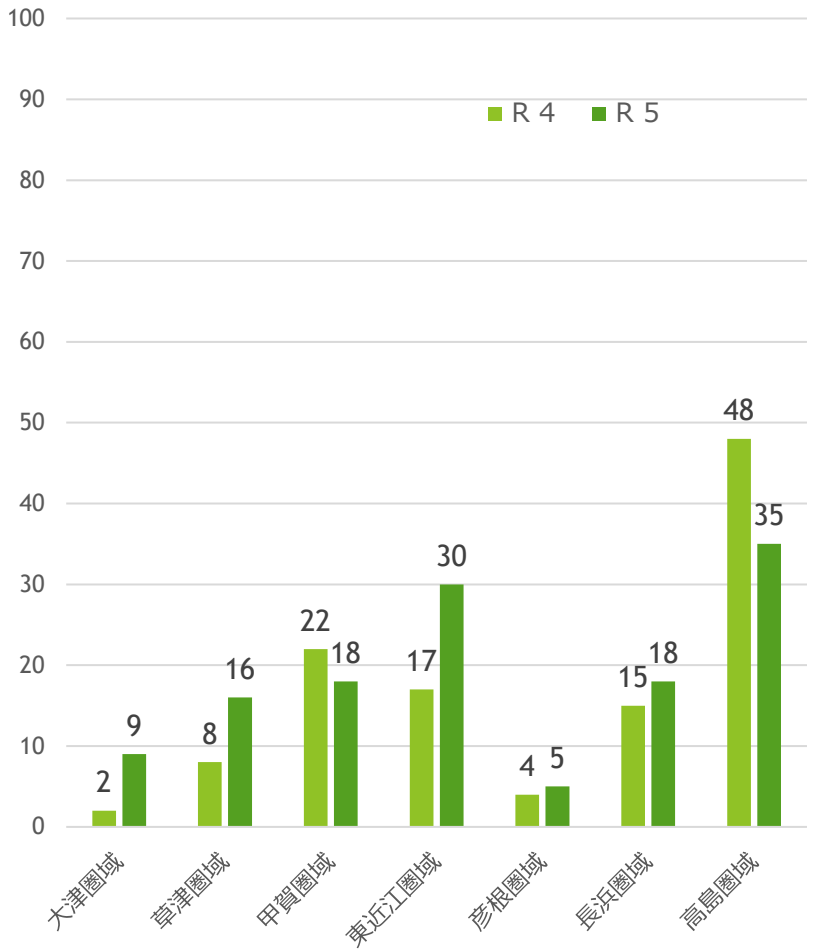

	大津圏域	草津圏域	甲賀圏域	東近江圏域	彦根圏域	長浜圏域	高島圏域	計
R4	2	8	22	17	4	15	48	116
R5	9	16	18	30	5	18	35	131

【訪問】 圏域別　住所地別　利用者数

（実人数）

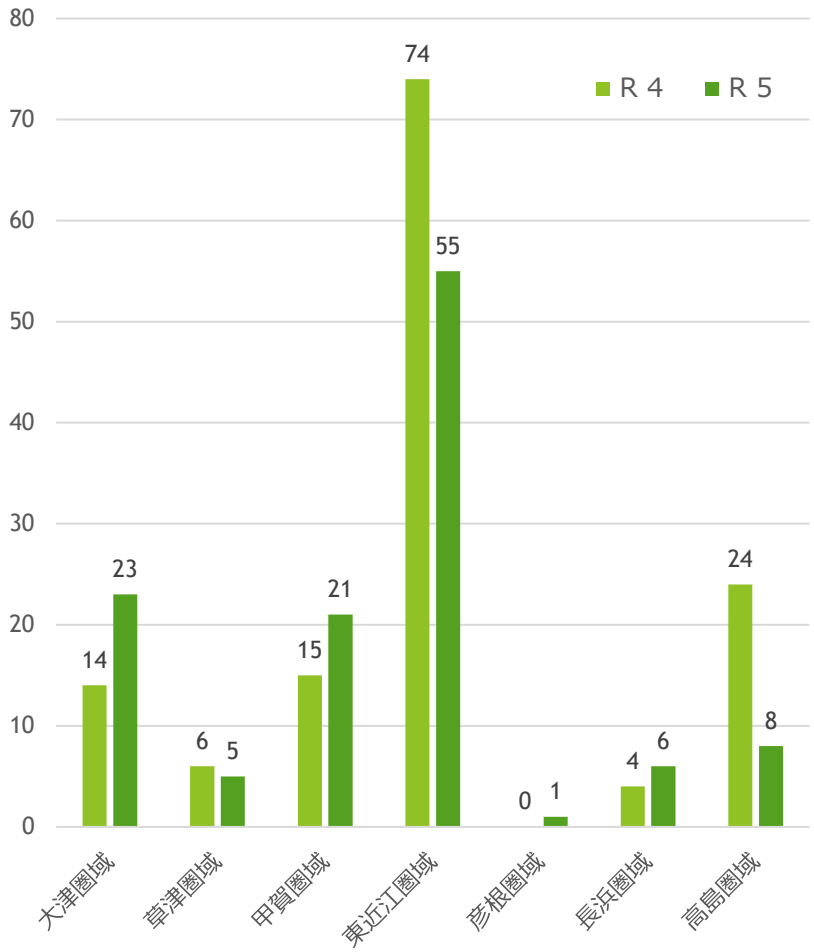

	大津圏域	草津圏域	甲賀圏域	東近江圏域	彦根圏域	長浜圏域	高島圏域	計
R4	14	6	15	74	0	4	24	137
R5	23	5	21	55	1	6	8	119

滋賀県産後ケア事業の集合契約

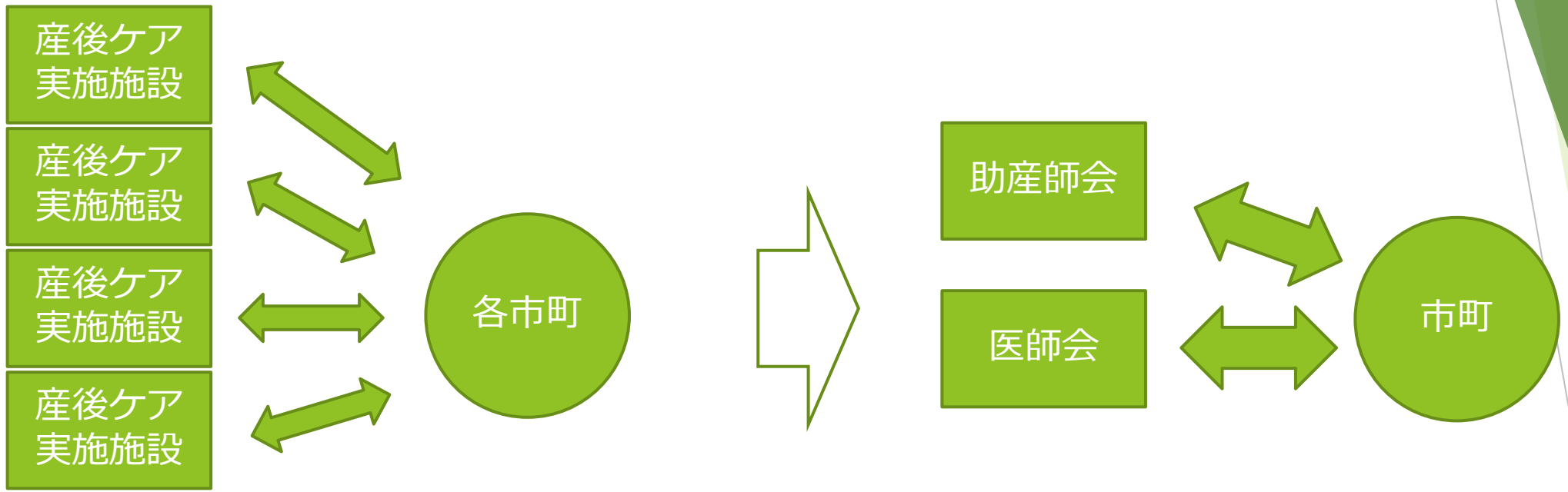

- 現状、各市町が産後ケア事業の実施施設と個別に契約している
- 市町が、滋賀県医師会および滋賀県助産師会と契約

※会に所属していない施設は集合契約の対象外

※令和7年4月から、参加意向のある市町で開始

メリット	デメリット
①施設・市町とも契約が一本化でき事務負担の軽減ができる。 ②利用者は県内どこの施設も利用可能になる。	①利用希望者が特定の施設に重複する可能性がある。 ②遠方の施設を利用された場合に連携が取りにくくなる。

本日の内容

- 母子保健に関する法律
  …母子保健行政のあゆみ
  …母子保健法、児童福祉法、成育基本法、健やか親子21、
  産後ケア事業ガイドライン
- 滋賀県保健医療計画
- 滋賀県における産後ケア事業利用実績
- 滋賀県産後ケア実施要領、滋賀県産後ケア事業実施施設基準
- その他、滋賀県や市町が実施している事業について

滋賀県産後ケア実施要領

- 目的：滋賀県内の産後ケア事業は、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱に基づき，出産直後の母親が，身近な地域で安心して育児を開始し，子どもが健やかに成長できるよう，母子への心身のケアや育児等の支援を目的とする。

- 実施主体：滋賀県内の市町

- 利用対象者：本事業の利用対象者は、出産後一年を経過しない女子（流産や死産を経験した女性を含む）及び新生児・乳児とし、そのうち、家族等から十分な家事、育児などの援助が受けられない者であり、次の（１）又は（２）に該当する者とする。ただし、そのうち、利用対象者は市町が面接や訪問等により本事業が必要と判断した者とする。病院等への入院を要する者を除く。

滋賀県産後ケア実施要領　実施施設

- 本事業を実施する施設は、産婦人科医療機関、小児科医療機関、助産所、その他に事業が実施可能な施設とし、滋賀県産後ケア事業実施施設基準を満たす施設とする。

（１）本事業を実施する施設は、本要領における内容を満たす施設として、滋賀県産後ケア事業実施施設基準により、県にその内容について届出すること。

（２）県は（１）の届出を受けた場合、妊産婦ケア検討会の意見を受けて、内容を満たし、条件が整っている施設について、一覧にして県内市町に情報提供を行うこととする。

（３）実施可能施設の届出は、毎年実施することとする。

（４）本事業の廃止、休止、もしくは実施事業の変更を行うとするときには届出をすること

滋賀県産後ケア実施要領　事業内容

（１）短期入所（ショートステイ）型

医療機関や助産所等において、利用者を短期入所させ、休養の機会を提供するとともに、下表の区分に基づくサービス内容の提供により，心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施するとともに、育児に資する指導等を実施する。

（２）通所（デイサービス）型

医療機関や助産所等において、来所した利用者を日帰りで施設利用させ，下表の区分に基づくサービス内容の提供により，心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施するとともに，育児に資する指導等を実施する。

（３）居宅訪問（アウトリーチ）型

実施担当者が利用者の自宅に赴き、個別に心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施すること。

滋賀県産後ケア実施要領　サービス内容

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">サービス内容</th></tr>
<tr><td>短期入所型
（ショートステイ）
（利用期間は、原則７日間以内）</td><td>原則、利用開始時刻から24時間以内の利用を１日とし、右欄のサービスについて、対象者と相談し、提供する</td><td rowspan="3">1　母体管理及び生活面の相談・指導
2　乳房に関する相談や指導
（簡単な乳房マッサージを含む）
3　発育及び発達のチェック
4　体重及び排泄のチェック
5　食事の提供
6　授乳方法に関する助言・指導
7　沐浴の実施及び方法に関する助言・指導
8　在宅での育児に関する相談・指導
9　カウンセリング等の心理面のケア
10　その他必要とする保健相談・指導

＊その他、必要に応じてオプション設定を行う

＊医師の診察が必要な場合は、本事業の対象外</td></tr>
<tr><td>通所型
（デイサービス）</td><td>原則、８時間以内の利用を１日とし、右欄のサービスについて、対象者と相談し、提供する</td></tr>
<tr><td>居宅型
（アウトリーチ）</td><td>利用者の自宅に赴いて支援を行うこと。安全面・衛生面に十分配慮すること。</td></tr>
</table>

滋賀県産後ケア事業実施施設基準

- 医療法（昭和23年法律第205号）に定める産科や産婦人科を標榜する病院および診療所、分娩取扱いのある助産所、分娩の取扱いのない助産所、または類似の施設であり適切と認められた施設であること。
- 居室（病室又は妊婦、産婦若しくは褥婦を入所させる室であり、床面積は母子１組当たり6.3m2以上であること）を有すること。
- カウンセリングを行う部屋や保育室など、必要な部屋が確保されていること。
- 滋賀県産後ケア事業実施要領の第５に定めるサービス内容を提供するために、必要な設備が整っていること。
- 本事業を行うサービス提供者は、保健師、助産師又は看護師とし、事業実施時間中は、これらの専門職が１名以上勤務していること。
- 本事業を行うサービス提供者は、当事業に必要な十分な知識と技術を持ち、類似の事業の実績があること。
- 滋賀県産後ケア事業実施要領に規定するサービスが提供できること。
- 県が行う産後ケア従事者研修会または妊産婦メンタルヘルスケア研修会その他類似の研修を受講していること。
- 食事の提供ができること。
- 助産所やその他の実施可能施設においては、利用者の症状の急変等の緊急時に受け入れてもらう協力医療機関や保健医療面での助言が随時受けられるよう相談できる医師をあらかじめ選定すること
- 安全に関するマニュアル(事故防止及び安全対策、児を預かる場合の留意事項、緊急時の対応体制、重大事案の発生時の対応などの事項を定めたもの)を作成していること。。

本日の内容

- 母子保健に関する法律
  …母子保健行政のあゆみ
  …母子保健法、児童福祉法、成育基本法、健やか親子21、
  産後ケア事業ガイドライン
- 滋賀県保健医療計画
- 滋賀県における産後ケア事業利用実績
- 滋賀県産後ケア実施要領、滋賀県産後ケア事業実施施設基準
- その他、滋賀県や市町が実施している事業について

産前・産後サポート事業（妊娠・出産包括支援事業の一部）

令和６年度予算案：11.3億円（16.3億円）
【平成26年度創設】

目 的

○ 妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図ることを目的とする。

内 容

◆ 対象者

身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族。

◆ 内　容

（１）利用者の悩み相談対応やサポート
（２）産前・産後の心身の不調に関する相談支援
（３）妊産婦等をサポートする者の募集
（４）子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催
（５）母子保健関係機関、関係事業との連絡調整
（６）多胎妊産婦への支援（多胎ピアサポート、多胎妊産婦サポーター等による支援）（R２～）
（７）妊産婦等への育児用品等による支援（R２～）
（８）出産や子育てに悩む父親支援（R3～）

◆ 実施方法・実施場所等

「アウトリーチ（パートナー）型」：実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談に対応
「デイサービス（参加）型」　　：公共施設等を活用し、集団形式により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応

◆ 実施担当者

① 助産師、保健師又は看護師
② 子育て経験者、シニア世代の者等
※ 事業内容（２）の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、①に掲げる専門職を担当者とすることが望ましい

実施主体・補助率等

◆ 実施主体　：市町村
◆ 補 助 率　：国１／２、市町村１／２
◆ 補助単価案：月額170,900円～2,758,500円（人口により異なる）
その他、多胎妊産婦等支援など取組に応じた加算あり。

事業実績

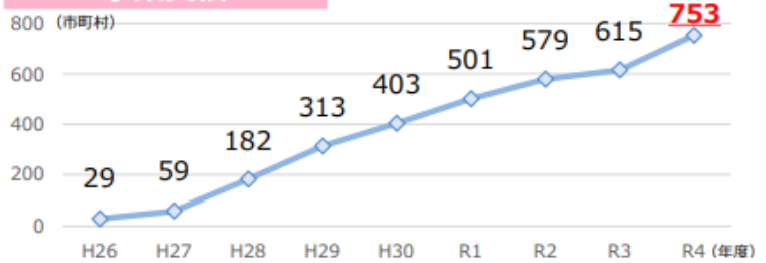

※ 令和４年度変更交付決定ベース

産前産後サポート事業

	大津市	彦根市	長浜市	近江八幡市	草津市	守山市	栗東市
アウトリーチ		○ 保健師・管理栄養士による個別相談	○ ・産婦の心身の健康管理 ・授乳相談 ・育児相談（沐浴・赤ちゃんのお世話の仕方について）	○ 助産師による訪問 ①妊娠中の母体管理及び生活の指導 ②産後の母体管理及び生活面の指導 ③乳房管理に関すること ④授乳等の育児指導に関すること	○ 電話相談	○ こんにちは赤ちゃん訪問事業	
デイサービス	○ 1）産前サポート：同年代のマタニティサロン 2）産後サポート：BP（ベビープログラム） 3）産後サポート：赤ちゃん相談会	○ 2～4か月児の保護者を対象にした助産師を囲んでの交流会	○ ・産婦の心身の健康管理 ・授乳相談 ・育児相談（沐浴・赤ちゃんのお世話の仕方について）	○ 助産所にて ①妊娠中の母体管理及び生活の指導 ②産後の母体管理及び生活面の指導 ③乳房管理に関すること ④授乳等の育児指導に関すること		実施なし	○ ・生後4か月までの児がいるママのおしゃべり会 ・妊娠28週以降の妊婦を対象に楽育サロン（プレママ編・パパママ編）を実施

	甲賀市	野洲市	湖南市	高島市	東近江市	米原市	日野町
アウトリーチ	○ 不安の高い妊婦（産婦）や特定妊婦、若年妊婦（産婦）、妊娠中期アンケート時に相談を希望される妊婦に保健師が訪問						
デイサービス	○ 産前：プレパパママ教室 産後：ベビーママ教室、リトルママサロン	○ 出産準備教室 すこやか相談	○ ・ミニ講座 ・保健師・栄養士、助産師・保育士による個別相談会 ・計測 ・離乳食教室	○ ①プレママ・プレパパサロン ②ベビママサロン			○ ①赤ちゃん広場（育児相談） ②子育て体験教室 ③離乳食教室

	竜王町	愛荘町	豊郷町	甲良町	多賀町
アウトリーチ		○ 養育支援訪問	○ 妊婦電話相談・訪問を実施。		
デイサービス	○ 赤ちゃんサロンの開催	○ ぷれママ教室 ひよこママ室	○ 乳幼児相談では、日々の育児についての相談の場所を個別対応で月2回行っている。		

子育て・女性健康支援センター

私たちは助産師です。助産師はお腹の赤ちゃんからご年配のかたまで、人間の一生涯にわたる性と生殖に関わる専門家です。出産、育児のパートナーとして、またそのご家族の健康を考え、皆さんの最も身近な相談相手として活動しています。

電話相談は無料です。内容などのプライバシーを尊重し、秘密を守ります。
また、匿名での相談をお受けしています。
無料電話相談の他に来所相談、訪問指導も行っております。気軽にお問い合わせください。

子育て・女性健康支援センター

077-553-3931
shiga-mw@mx.biwa.ne.jp

時　間… 10:00～16:00
（土・日・祝日除く）

相談員… 助産師

住　所… 〒520-3041 栗東市出庭1199-2

あなたのそばに
いつでも
助産師がいます

一般社団法人　滋賀県助産師会

一般社団法人　滋賀県助産師会

妊産婦メンタルヘルスケア研修会

- 第20回　妊産婦メンタルヘルスケア研修会

- 日　時　：2024年　12月15日（日）10:30～12:00
- 開催方法：オンラインセミナー
- 内　容　：「母子と家族のための周産期メンタルヘルス支援」
  講師　東北大学大学院医学研究科
  精神神経学分野　准教授　菊池沙耶　先生

※びわころネットのホームページから10月15日より申込み可

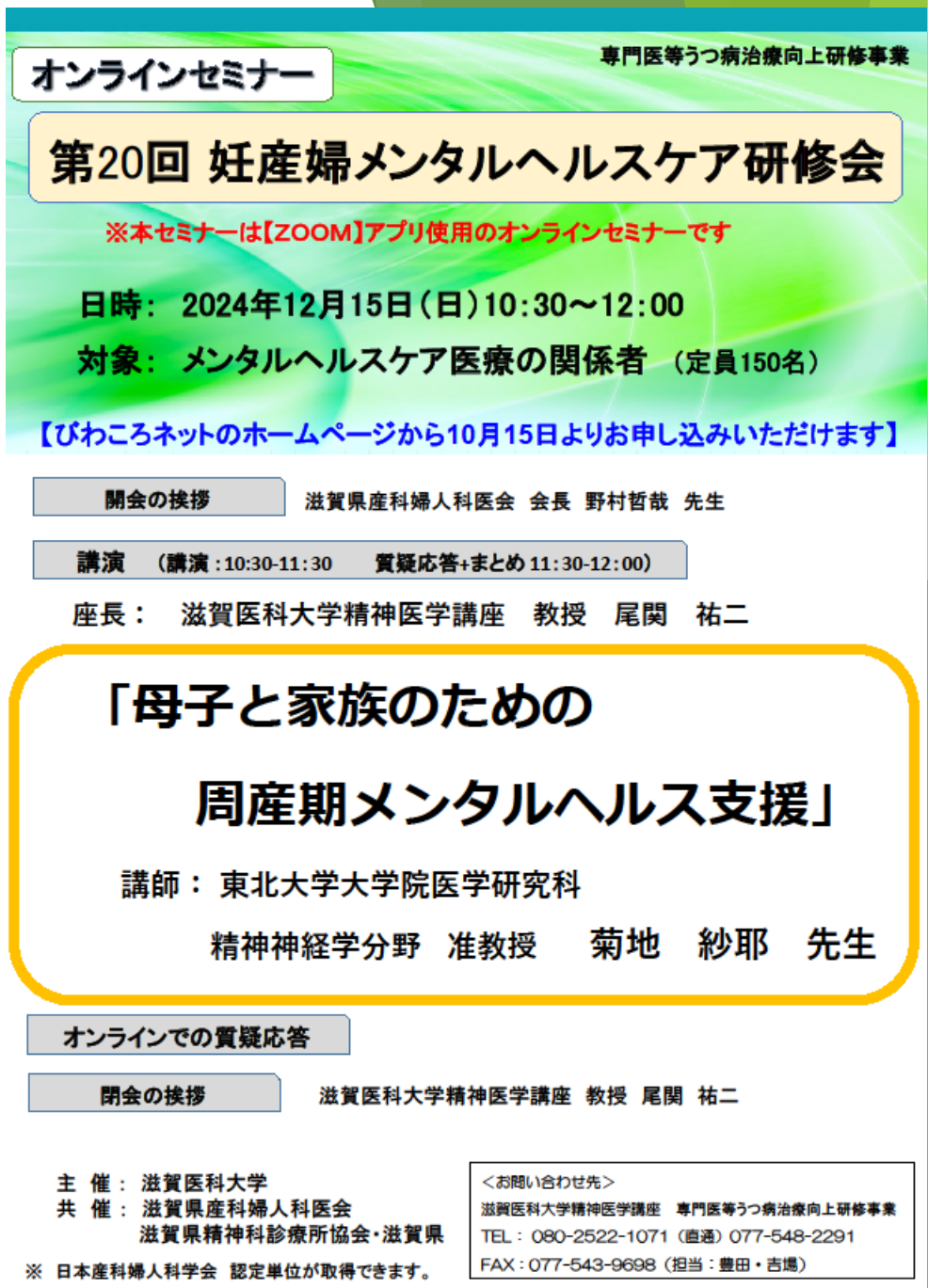

オンラインセミナー

専門医等うつ病治療向上研修事業

第20回 妊産婦メンタルヘルスケア研修会

※本セミナーは【ZOOM】アプリ使用のオンラインセミナーです

日時：2024年12月15日（日）10:30～12:00

対象：メンタルヘルスケア医療の関係者（定員150名）

【びわころネットのホームページから10月15日よりお申し込みいただけます】

開会の挨拶　滋賀県産科婦人科医会　会長　野村哲哉　先生

講演　（講演：10:30-11:30　質疑応答+まとめ 11:30-12:00）

座長：　滋賀医科大学精神医学講座　教授　尾関　祐二

「母子と家族のための

周産期メンタルヘルス支援」

講師：東北大学大学院医学研究科

精神神経学分野　准教授　菊地　紗耶　先生

オンラインでの質疑応答

閉会の挨拶　滋賀医科大学精神医学講座　教授　尾関　祐二

主　催：滋賀医科大学
共　催：滋賀県産科婦人科医会
滋賀県精神科診療所協会・滋賀県

※　日本産科婦人科学会　認定単位が取得できます。

＜お問い合わせ先＞
滋賀医科大学精神医学講座　専門医等うつ病治療向上研修事業
TEL：080-2522-1071（直通）077-548-2291
FAX：077-543-9698（担当：豊田・吉場）

母子保健施策の中で産後ケアに求められる役割

- **お母さんの身体的・心理的回復の支援と精神的サポート**

  出産後の母親は身体的に大きな負担を抱えており、適切なケアが必要。

  産後うつや育児不安など、精神的な問題が発生しやすい時期。

  専門的なサポートを提供することで、母親のメンタルヘルスを守ることが重要。

- **地域との連携強化**

  地域の保健センターやこども家庭センター、医療機関との連携を強化することで

  母親と新生児の健康を総合的にサポートすることが重要。

- **パートナーへの支援**

  母だけではなく、パートナーにとっても育児は不安。

【問い合わせ先】

滋賀県子ども若者部子育て支援課　母子保健係

電話番号：０７７－５２８－３５６７
FAX番号　：０７７－５２８－４８６８
メールアドレス：boshihoken@pref.shiga.lg.jp